第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係申告等の特例等

（地方税関係申告等の特例）

第七百四十七条の二　地方団体の長は、地方税関係申告等（第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一項において同じ。）のうち、この法律又はこれに基づく命令若しくは条例若しくは規則（以下この条から第七百四十七条の五までにおいて「地方税関係法令」という。）の規定により書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条から第七百四十七条の五までにおいて同じ。）により行うこととしているもので総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七条の六において「特定書面等地方税関係申告等」という。）については、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（同号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条から第七百四十七条の五までにおいて同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（次条から第七百四十七条の五までにおいて「機構」という。）を経由して行わせることができる。

2　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により行われた特定書面等地方税関係申告等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）
	当該申請等に関する法令	当該地方税関係法令
第三項	同項の行政機関等	地方税法第七百六十二条第一号の地方税共同機構
	当該行政機関等	同法第七百四十七条の二第一項に規定する地方団体の長
第四項	第一項	地方税法第七百四十七条の二第一項
	行政機関等は、当該申請等に関する他の法令	同項に規定する地方団体の長は、地方税関係法令
	当該法令	当該地方税関係法令
	主務省令	総務省令

第七百四十七条の三　地方団体の長は、地方税関係申告等のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもの以外のもの（次に掲げるものを除く。）で総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七条の六において「特定地方税関係申告等」という。）については、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行わせることができる。

一　第三百十七条の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供

二　第三百十七条の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供

三　第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知

2　前項の規定により行われた特定地方税関係申告等は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第七百四十七条の五第二項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に前項に規定する地方団体の長に到達したものとみなす。

（地方税関係通知の特例）

第七百四十七条の四　行政機関の長（第七百六十二条第一号に規定する行政機関の長をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）は、他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知（同号ロに掲げる通知をいう。次条第一項において同じ。）のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもので総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七条の六において「特定書面等地方税関係通知」という。）については、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行うことができる。

2　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により行われた特定書面等地方税関係通知について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）
	当該処分通知等に関する法令	当該地方税関係法令
第三項	同項の処分通知等	地方税法第七百六十二条第一号の同法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知
	当該処分通知等	当該特定書面等地方税関係通知
第四項	第一項	地方税法第七百四十七条の四第一項
	行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令	同項に規定する行政機関の長は、地方税関係法令
	当該法令	当該地方税関係法令
	主務省令	総務省令

第七百四十七条の五　行政機関の長は、他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもの以外のもので総務省令で定めるもの（次項及び次条において「特定地方税関係通知」という。）については、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行うことができる。

2　前項の規定により行われた特定地方税関係通知は、第七百六十二条第一号の当該特定地方税関係通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定地方税関係通知を受ける者に到達したものとみなす。

（政令への委任）

第七百四十七条の六　第七百四十七条の二から前条までに定めるもののほか、第七百四十七条の二第一項の規定により行われる特定書面等地方税関係申告等及び第七百四十七条の三第一項の規定により行われる特定地方税関係申告等並びに第七百四十七条の四第一項の規定により行われる特定書面等地方税関係通知及び前条第一項の規定により行われる特定地方税関係通知に関し必要な事項は、政令で定める。